

産業廃棄物処分業（中間処理）更新許可申請 附属書類一覧
【法人用】

項 目	確認欄
1 事業計画書（様式第6号の3）	<input type="checkbox"/>
2 【申請者の証明書】 ①定款又は寄付行為（※3） ②法人の登記事項証明書（※1）（※3）	<input type="checkbox"/>
3 【役員の証明書】（※4） 役員の住民票の写し（※2）	<input type="checkbox"/>
4 【株主等の証明書】（※5） ①株主等の住民票の写し（※2） ②株主等が法人の場合には、登記事項証明書（※1）	<input type="checkbox"/>
5 【政令使用人の証明書】 ①政令使用人の住民票の写し（※2） ②産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面（政令使用人であることを証する書面（参考様式）） ③役職がわかる組織図	<input type="checkbox"/>
6 施設、土地の所有権又は使用権原を証する書類	<input type="checkbox"/>
7 事業の用に供する敷地の公図の写し	<input type="checkbox"/>
8 付近の見取り図 ①地域県政総合センターから申請地までの案内図 ②申請地周辺の状況図（自治会範囲の記載） ③詳細図（敷地境界から200m程度の周辺状況及び搬入路の経路・幅員、通学路等を記載）	<input type="checkbox"/>
9 資金計画書（様式第14号の2）	<input type="checkbox"/>
10 直前3年の貸借対照表（※3）、損益計算書（※3）、株主資本等変動計算書（※3）、個別注記表（※3）及び法人税納税証明書（その1）（※3）（※6）	<input type="checkbox"/>
11 講習会修了証（写し）（※7）	<input type="checkbox"/>
12 【特管に限る】特別管理産業廃棄物の性状分析設備（様式第17号）	<input type="checkbox"/>
13 【特管に限る】特別管理産業廃棄物の性状分析を行う資格を有することを証する書類又は当該者の設置計画	<input type="checkbox"/>
14 許可証の写し（現在の本県許可証）	<input type="checkbox"/>
15 許可証の写し（他都道府県・政令市許可分）	<input type="checkbox"/>
16 誓約書（様式第13号）	<input type="checkbox"/>
17 関係法令に係る手続状況の説明資料及び許可証の写し	<input type="checkbox"/>
18 中間処分計画書（様式第8号）	<input type="checkbox"/>
①施設の全体配置図	<input type="checkbox"/>
②処理工程図	<input type="checkbox"/>
③施設の平面図、立面図、断面図、構造図	<input type="checkbox"/>
④設計計算書（処理能力の根拠、騒音・振動等の予測計算）	<input type="checkbox"/>
⑤機器仕様書	<input type="checkbox"/>
⑥運転管理体制に関する説明資料及び運転マニュアル	<input type="checkbox"/>
⑦維持管理マニュアル	<input type="checkbox"/>
19 地域県政総合センター所長が指示した書類	<input type="checkbox"/>
更新許可申請手数料(円) 神奈川県収入証紙 産廃 <input type="checkbox"/> 94,000 / 特管産廃 <input type="checkbox"/> 95,000	

* 添付書類のうち、住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

※1 法人の登記事項証明書は、全部事項証明書（履歴事項証明書）に限りま。

※2 住民票の写しはマイナンバーの記載がないもの、また、外国人の住民票は国籍・地域が記載されたものを提出し

てください。

- ※3 法人である申請者が金融商品取引法 第 24 条第 1 項 に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの添付書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
- ※4 いわゆる役員のほか、相談役、顧問なども含みます。
- ※5 株主のうち発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する者、又は出資者のうち出資総額の 100 分の以上の額に相当する額を出資している者を指します。
- ※6 法人税の納税について、連結納税制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属額の届出書を併せて提出してください。
- ※7 新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により、申請時に講習会の修了証（写し）を提出することができない場合について：

① 講習会の受講の申込みが既に済んでいる場合：

申込みを済ませていることが確認できる書類（オンラインによる暫定講習会の場合は、WEB 申込みの受付完了画面を印刷したもの。講義ビデオ会場視聴型暫定講習会の場合は、受講票の写し。以下「申込み確認書類」といいます。）を申請時に提出し、講習会の修了証を取得した後は、当該修了証（写し）を速やかにご提出ください。

② 申請日時点で申込み確認書類を提出できない場合：

代わりに「誓約書」（参考様式）を提出し、申請後、速やかに講習会を申し込んでください。講習会の修了証を取得した後は、当該修了証（写し）を速やかにご提出ください。